

令和 7 年 3 月 6 日

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る 特例措置について

岐阜市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に関して、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置を定め、令和 7 年 3 月 1 日から適用することといたしました。

【 建設工事 】

措置の概要（1）

- ① 対象となる単価
労務単価及び資材単価等

② 請負代金額の変更の考え方

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、令和 6 年 2 月末までの単価を適用して予定価格を積算しているものについて、請負代金額の変更の協議を請求することができる。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格
 k ：当初契約の落札率

措置の概要（2）

- ① 対象となる単価
労務単価及び資材単価等

② 請負代金額の変更の考え方

令和 7 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについて、請負代金額の変更の協議を請求することができる。

手続き等は、別添「賃金等の変動に対する工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用について」1. (1) 及び 2. から 9. まで (4. (3) を除く。) を準用するものとする。

【測量・建設コンサルタント等業務】

措置の概要

①対象となる単価

技術者単価、労務単価及び資材単価等

②請負代金額の変更の考え方

令和7年3月1日以降に契約を締結する測量・建設コンサルタント等業務（測量業務、建設コンサルタント業務、建築設計業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務）のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次的方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された
予定価格

k ：当初契約の落札率